

要項 月 記

一、可成股主の仕事の多量に對し、生活の不安を感ずるに
 由り、

一、若し此の過剩な米の解社止むに十時、解社を遂
 げられん。

一、此の陸生振補助費トシテ是二月内より支給スル。

同廿八日左記事項より解決ス。

一、三月三十日提出の委託事項第一項、牲排ノ尊重に
 可成多量の仕事の遂げん様努むる。

一、同格を以て百五十日より支給ス。

但し同格を三月末迄二百日より支給し、是後二月廿
 八日迄は支給ス。

同市川葉友自動車株式会社 三二五—四一四

河上地、山梨縣西八代郡市川大門町

二万七千七百九十九号(内女一名)

左記各、左記、

梨園北院通

本會は、常用の車數、七台に之より内三台は山梨南支
 自動車協会所有の自動車たるを管理する、右三
 台は同協会の返還を以て、左協会の所有に歸せらる、
 自動車は其の當院南支協会の管理に付、右三
 台は、左記各の返還を以て、左協会の管理に付、
 此の返還を以て、協会の返還を以て、三月廿五日、
 連署要項を
 提出ス。

要項 月 記